

平成20年度県の関与の問題事例アンケートに係る改善要望及び対応の要旨

No.	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
1	自立支援医療（精神通院）の申請等受付・進達・受給者証交付について	本制度の利用者数が増加していることに加えて、障害者自立支援法施行時に受給者証の有効期間が2年から1年に短縮されたこと、自己負担上限額の導入に伴い世帯範囲と課税額の確認作業が必要となったこと等により、事務内容が煩雑化し、また事務量が倍増した。	精神障害者にとって手続きの機会が増えたことが負担になっており、また短期間で治療が終了する者は少ないことから、利用者及び行政双方の負担軽減のため、受給者証の有効期間をかつての2年間に戻して欲しい。	障害福祉課	精神通院医療の受給者証の有効期間については、障害者自立支援法施行規則第43条において1年以内と規定されているところであり、現行制度上有効期間を1年を超えて設定することはできません。 適正な負担上限額の設定のためには、毎年の所得確認が不可欠なものとなっております。 しかしながら、ご提案いただいた内容につきましてはよりよい方法を模索していく必要があると思いますので、今後、他都道府県での状況等も踏まえたうえで、厚生労働省へ要望するなどの対応を検討して参ります。
2	障害福祉サービス事業者の指定に係る市町村意見書の交付について	平成20年2月から、障害者自立支援法に基づく県の事業者指定に際し、申請する事業者に対して市町村の意見書を添付することが義務付けられたが、申請する事業者（特に既存の事業者）からは既に設備や人員の準備が整った時点で意見書交付依頼が出されることが多く、現実には交付を却下することが困難である。 また、障害福祉サービスの利用者は隣接市町村をはじめとする広域に居住しており、事業計画の内容や利用予定者数について、その適否を本市の障害福祉計画からのみ勘案してよいのか疑問である。	障害福祉サービス事業所の利用者は複数の市町村にまたがっており、事業内容と障害福祉計画との整合性等について単独の市町村で正しく判断することは困難であり、市町村に意見書を求めることなく、県において適否を判断して欲しい。	障害福祉課	新規参入か既存事業者かを問わず、新たな事業者の指定に際しては、実施地域での利用者の見込等を基にした市町村障害福祉計画との整合や必要性を勘案することは、適切で安定的な障害福祉サービスの提供の観点から、必要と考えております。また既存事業者については、市町村計画進行管理の観点からも、普段からの情報の把握が必要です。 サービスの実施主体が市町村に一元化された障害者自立支援法の下では、県が地元市町村の意向を確認せずに事業者の指定事務を行うことは、地域の実態が反映されない恐れがあり不適切と考えております。 各市町村で設置が進んでいる地域自立支援協議会などを活用され、必要に応じて周辺地域の福祉サービス資源の状況等も確認されたうえで、意見書の提出をお願い致します。

No.	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
3	茨城県心身障害者扶養共済事務の取り扱いについて	本市の加入者は、9月末現在、年金受給者77人、納付中の者98人、納付完了の者53人である。納付者が少ないため口座引き落としによる対応が取れない状況にある。納付書の発送についても毎月行う必要があり、納付の確認、督促・催告状を発送することも多い。取り扱い件数は少ないが、台帳への収納処理、県への収納状況の報告、納付書の発送、年金受給者への振込等の作業が毎月必要であり事務負担が大きい。また、県の事務処理特例交付金は、1件につき300円交付されるが、年に300円では郵送料も賄うことができない。	市の事務としては、市民の窓口として申請書類の取次ぎのみを行い、県により一元管理を行うべきかと考える。一元管理をすることにより、加入者からの口座引き落としによる納付も可能となり、市民サービスの向上が図れる。	障害福祉課	<p>本事務事業については、共済制度の趣旨をふまえ、住民に身近な市町村において実施するものとして権限移譲されております。徴収方法については、「茨城県心身障害者扶養共済制度事務取扱要領」において納入通知書による方法のほか口座振替により加入者の便宜に配慮することを規定しております。県としては件数の多少に関わらず口座振替による掛金の徴収が望ましいと考えておりますが、実施にあたっては財務規則等に基づき市町村が判断することとなります。なお、現在納付者が比較的少数の市町村においても、口座振替が実施されています。</p> <p>交付金基準額については、「茨城県市町村事務処理特例交付金交付要項」第3条の規定に基づき算出される額（1件当たり300円）となっています。</p> <p>今後とも本共済制度へのご理解と、市町村事務へのご協力をお願い致します。</p> <p>※茨城県心身障害者扶養共済制度</p> <p>心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者死亡後に心身障害者年金を支給するために設けられた制度で、心身障害者の生活の安定と保護者の不安軽減を図ることを目的としており、独立行政法人福祉医療機構との独立行政法人福祉医療機構法に基づく保険契約によって年金給付を行う、全国的に統一された制度。</p>
4	大規模小売店舗の新設等に係る市町村からの意見の提出について	本市においては、県に対して意見を提出する場合、建物設置者より店舗の概要について説明させた上で意見を取りまとめているが、特に「駐車場等の充足等交通に係る事項」については、建物設置者より「県（県警）と協議了解済」の回答をされる場合が多々ある。市町村が意見を提出する前に県と建物設置者との間で協議が終了しているのであれば、市町村等の意見が反映される余地はなく、市町村への意見の照会は無意味になってしまうのではないか。	国の指針で示されている事項については、関係市町村や商工団体・住民等からの意見を確認した上で県・県警と建物設置者の間で正式に協議するか、もしくは、既に事前に県・県警と協議済みの事項であっても、市町村等から意見のあった内容については再度協議するよう指導して欲しい。	中小企業課	<p>ご指摘の市町村が意見を提出する前の県と建物設置者（以下「設置者」）との事前相談については、設置者からの申し出により任意で実施しており、設置者からの質問などについて、担当課としての一般的な見解を述べております。</p> <p>実際の調整にあたっては、届出書を受理した後、市町村等の意見に対する設置者の対応策や国が定める指針を勘案するとともに、庁内の関係課で構成する連絡調整会議や外部委員で構成する審議会の意見を踏まえ、設置者に対し必要に応じて追加的な対策を求めるかどうかを決定しているところです。</p> <p>このため、当該市町村におかれましては、設置者からの説明や周辺地域の生活環境保持に係る対応策について意見を有する場合は、その具体的な内容を県へ提出いただくことで、あらためて設置者と協議調整を行って参りたいと考えております。</p>

No.	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
5	自動車税・自動車取得税における生計同一証明の発行について	<p>生計同一証明の発行について、県が示す判断基準のうち、市町村判断とされている部分、およびその内容が曖昧である。また、生計同一とは、居住の同一と経済的同一を必要とするが、経済的同一の判断基準・判断方法などが具体的に示されていない。</p> <p>さらには、障害者のみで生活する障害者を常時介護する者が運転する場合の「障害者のみ」の解釈や申請の際に通院証明書（有料などの添付を求めているが、この取り扱いについて、市町村ごとにばらつきがある。（近隣市町村に確認済み）（診察券や薬袋で発行可等）</p>	<p>市町村での証明発行事務に差が生じないように、判断基準・判断方法などを明確に示していただくとともに、事例集の作成や勉強会・説明会などを開き、情報の更新をしていくことが必要である。また、これらの措置により従来の証明発行の際の判断を変更せざるを得なくなった場合、市町村での対応方法についても示して欲しい。</p>	障害福祉課	<p>本県における自動車税・自動車取得税の減免に関しては「身体障害者又は精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について（昭和45年3月31日自治府第31号）」における取り扱いをもとに、減免措置を講じているところです。</p> <p>減免の手続きに関して必要となる「生計同一証明書」については、各市町村での交付をお願いしているところですが、この証明書は実質的に自動車税の減免の可否を決定する重要な要素となっており、その交付に当たっての解釈及び取扱いについては、県税の賦課及び徴収に関する事務を所管する県税務課において最終的な判断を行っております。</p> <p>判断基準の内容の解釈については、その解釈が減免措置の根幹をなすものである以上、解釈に疑義ある場合は県税務課に適宜照会・確認のうえ、証明書交付事務の適正な執行に御協力をお願いします。</p> <p>なお、各県税事務所（自動車税担当）においても、証明書交付事務にあたっての必要な助言・協力を行うこととしております。また、障害者の自立及び社会参加の支援の観点から、県障害福祉課においても、課税担当課と適宜協議のうえ、適正な証明書交付事務の実施に協力して参ります。</p>
7	鳥獣の捕獲許可などの事務について	<p>平成20年11月から外来生物（カワウ・アライグマ）の捕獲許可が、県条例の改正により市町村に権限移譲された。</p> <p>このため、今までの農作物への被害防止とは異なり、繁殖防止の観点から、移動禁止とされており、一般の市民等が誤って捕獲した場合、通報などにより市が引き取ることとなり、殺処分をしなければならないが、そのような方法は取ることが困難である。</p>	<p>捕獲後の処分については、県での対応（県指定獣医師の活用）をお願いしたい。</p> <p>（成果が見られない場合は、平成21年度も事例として提出したい）</p>	環境政策課	<p>今般のカワウ、アライグマの有害捕獲許可の県から市町村への権限移譲については、カワウやアライグマによる農業被害等の拡大が予想されることから、目撃情報や被害状況の確認等に迅速に対応できるよう有害捕獲の許可権限を移譲したものです。</p> <p>仮に一般市民がアライグマを捕獲した場合、外来生物法は地方公共団体職員が緊急に引き取り処分するために運搬することを禁じていないため、当該市町村、県その他関係団体が連携して対処することになります。県では、現在殺処分を県の指定獣医師でできるよう、関係機関と調整を鋭意進めておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。なお、カワウは特定外来生物ではありませんので、念のため申し添えます。</p>

	項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
12	農産振興条件整備支援事業（転作作物条件整備型）補助金の申請について	農業振興条件整備支援事業（転作作物条件整備型）に関して補助金を申請しようとする場合、要項に基づいた申請書を提出しなければならないが、その添付資料が相当な量になる。	添付資料の量を必要最小限にして欲しい。また、他事業と重複する場合においては、弾力的な運用を図るべきである。	農産課	<p>農産振興条件整備支援事業（転作作物条件整備型）は、米の生産調整の推進に資するため、転作作物の生産に必要な農業機械等に対する助成（補助率 1/3 以内）を行っており、当該機械等を活用し実施する事業の適否を判断するため、各申請書に加え、事業主体の利用計画や必要な機械の能力等に関する事業計画書、具体的な機械等のカタログ、見積書、契約書、収支予算書などの書類の提出を求めています。</p> <p>これらは、補助対象農業機械等に対する補助金が、効率的かつ有効に活用され、県の助成が無駄になることを防止する観点から必要最小限のものと考えております。</p> <p>今回のご指摘につきましては、関係する各課と協議しながら、申請書等の見直しを行い、平成 21 年度から簡素化できるよう検討してまいります。</p>
13	障害者の自動車税・自動車取得税減免にかかる生計同一証明書の発行について	障害者が自動車税・自動車取得税減免を受ける場合、本人名義で本人運転以外は、市町村で生計同一者の発行を受けることになっている。その場合には、県税条例施行規則で定めるところの添付書類を用意し、市町村で証明を受け、証明を受けた書類を県税事務所に提出することになっている。このことは、減免申請者にとっては、大変煩雑な事務であり、市の窓口でも度々指摘を受けているもの。また、本人名義・本人運転の場合は、減免の申請は直接県税事務所とされていることから申請窓口を誤って、市役所、県税事務所間を行き来してしまうような事例が年数回ある。	減免申請者が施行規則様式に記載されている書類を県税事務所に直接持参し自動車税・自動車取得税の減免が受けられるものとする。市町村を経由しない事務改善を希望する。	税務課	<p>「生計同一証明書」については、障害者と家族の生計が同一であること及び障害者のために自動車を使用されていることを確認するために、福祉事務所長又は町村長へ証明をお願いしているところです。</p> <p>今回のご指摘については、県障害福祉課や市町村と意見交換をしながら、改善方策等について検討して参ります。</p>

項目	問題点	改善要望	担当課	指摘に対する改善方策、対応等
16	教員の年次休暇等による海外旅行に関する書類の提出について	教員が年次休暇等を利用し海外旅行をする場合には、関係書類を事前に校長に届出し、その写しを市町村教育委員会教育長を経由し、教育事務所長に提出している。写しの提出に市町村教育委員会事務局職員が、教育事務所に出張せざるを得ない。	教員が年次休暇等で海外旅行する場合は、関係書類の写しを市町村教育委員会教育長へ報告するだけでよいと思われる。	<b>教育庁義務教育課</b> 校長及び教員の海外旅行取扱い基準は、平成3年8月21日付け教二第383号通知により、「年次休暇等による海外旅行」においては、県費負担職員にあっては、その所属する市町村教育委員会教育長に報告することと既に改正しております。 市町村教育委員会にあっては、慣例上、教育事務所に提出していると思われるので、あらためて通知の趣旨の徹底を図ってまいります。
17	県（教育庁）から送られる膨大な文書の收受	現在、各市町村に送られる文書の大半が紙媒体である。この文書を各学校へ周知する場合、大量のコピーチャージ料及びコピー用紙を消費し続けている。一部の文書は、教育情報ネットワークのメール機能を経由しているが、メールの削除を頻繁に行わないと容量が少なくなってしまうなどの問題がある。	<b>教育庁総務課</b> 県が受領した情報が紙媒体であるものは考慮できるが、それ以外の文書を電子データで受領することにより、各学校へはメールを転送することができる。その結果、コピーチャージ料、コピー用紙及びコピー作成における職員の事務負担の軽減を図ることができる	<b>教育庁総務課</b> 県教育庁では、教育情報ネットワーク等を活用し、電子データでの文書送付を推進しているところですが、県での收受が紙媒体であるものや電子化が困難なものについては、紙媒体での送付を行っております。 この度のご意見により、今後は、文書送付における教育情報ネットワーク等の活用を職員全体に周知徹底し、電子化できる文書はメールで送付するよう努めて参ります。 また、電子化の困難な文書につきましては、担当課で可能なかぎり印刷を行うようにし、市町村でのコピーチャージ料・コピー用紙の経費負担、コピー作成における職員の方の事務負担を縮減できるようにして参りたいと考えております。 なお、教育情報ネットワークにおける電子メールの容量につきましては、引き続き検討して参りますので、市町村においても、收受済のメール等は削除して容量を確保するなど、ご協力をお願い致します。

No.	項目	問題点	改善要望	担当課
18	夏休み中における各種ポスターのとりまとめについて	学校から教育委員会への提出期限が短すぎる。(早いもので9/2教育委員会、9/5県及び関係機関)そのうえ、教育委員会が取りまとめた作品の提出方法(県庁舎へ直接届けるか、多額の郵送料を負担しなければならない。)が問題であり、取りまとめにおける事務負担、教育委員会及び学校の業務の多忙化につながっている。	学校から市町村への提出を早くても9/10頃とし、市町村から県への提出を9月中旬以降とするなど事務負担及び多忙化の軽減を強く希望する。 また、市町村が取りまとめた作品を県庁舎まで提出しなければならない。県担当者が作品を回収する、あるいは各総合事務所などの関係機関を経由するなど、市町村が負担しなければならない提出用務や郵送料の負担解消を強く要望する。	生活文化課 安全なまちづくり推進室  薬務課 福祉指導課 教育庁保健体育課

【交通安全ポスター】  
学校から教育委員会への提出期限については、9月10日以降とし、県への提出を9月中旬以降とします。  
教育委員会が取りまとめた作品の提出方法については、関係機関等を経由するなど、市町村の負担を軽減する方法を検討します。  
取りまとめにおける事務負担については、交通安全ポスターの応募数が3,000点を超えている現状から、引き続き各市町村教育委員会に取りまとめをお願いしたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

【薬と健康ポスター】  
国及び都道府県等においては、毎年10月17日から23日までの1週間を「薬と健康の週間」と定め、全国で一斉に関連事業を展開しています。当県においては当該事業の一つとしてポスターコンクールを実施し、入賞作品の表彰の他、最優秀作品を使用した啓発ポスターの作成及び配布をしていることから、作品の審査及び表彰式の日程調整期間等を考慮し、9月始めを提出期限としております。  
今後は提出期限を可能な限り遅くするよう、関係市町村に大きな負担とならないよう調整して参ります。  
また、ポスターの提出先については現在、県保健福祉部薬務課としておりますが、今後は提出先を保健所とすることで、市町村の負担を軽減するよう検討して参ります。  
なお、各中学校へのポスター募集依頼、保健所への取りまとめについては、引き続き御協力をお願いしたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

【人権啓発ポスター】  
審査会、啓発用ポスター作成などを考慮して、9月中旬を提出期限としておりましたが、今後は可能な限り提出期限を遅くするよう調整いたします。  
また、作品の提出につきましても、出先機関を活用するなど、負担軽減になるような方法を検討して参ります。  
なお、公立の小・中学校へのポスター募集依頼、取りまとめ等については、引き続き御協力をお願いしたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

【朝ごはんを食べようポスター】  
本コンクールは事業終了のため、次年度からの募集はありません。